

# 時評

## 子育て・教育の行方 ～暴言・暴力の威力(弊害)



弁護士  
村松敦子

**昨**年(令和元年)6月、やっと、国は親の体罰を禁止した(虐待防止法の改正)。体罰を容認する口実になってきた「懲戒権」(民法)は2年をめどに検討するという。

しかし、学校では教師の「懲戒権」の名のもとに体罰～明治12年教育令以降学校での体罰は明確に禁止(現行学校教育法11条)されている～が黙認され、1990年以降教育委員会が体罰厳罰化へと姿勢を変更したものの、体罰教師への処分は軽く、教育現場では体罰が根絶されていないことに鑑みると、親の体罰禁止の実効性は乏しいと言わざるをえない。

しかもこの間、親や教師の暴言については殆ど問題とされてこなかった。近時、暴力以上に暴言も脳の組織にダメージを与えることが脳科学的に明らかになった以上、子育て・教育のありようとその限界としての懲戒権の内容を吟味すべきである。

日本は親や教師の暴力的言動(体罰や暴言)には寛容で、子どもたちは成長の場である家庭、学

校で、暴言や暴力に晒されてきた。体罰・暴言「下」で育てば、強いものに従い(人間関係を上下で見る)、自らが強い立場になれば人を従わせるという行動基準を学ぶ。暴力・暴言の肯定・弱肉強食の思考方法は、心の奥深く根付く。大人になり、力～腕「力」、経済「力」や知「力」～を行使できる場ではそうするであろう。家庭では自分より力の劣る配偶者と子どもに(DV、虐待の連鎖)、体力気力の劣る老親に(高齢者虐待)、会社では「力」の劣っているとみればハラスメント(嫌がらせ・職場でのいじめ)を。

平成の30年間は虐待、DV、小中学校でのいじめ、体罰、会社でのパワハラ・セクハラが激増し、経済的・社会的弱者に対する差別・切り捨て、過剰なバッシングその裏腹としての政治的、経済的な強者への過剰な「付度」が横行し、減少の兆しはない。国民一人ひとりが「輝く」ことも「男女共同参画社会」もほど遠い。

40年前、ヒトラー研究で有名な精神分析家アリスミラーは、その著書『魂の殺人』(1980年)で、虐待行為は子どもの心身を傷つけ、暴力的解決、あきらめ、偽善を学び、放置されるならば、将来的にその子は自分の弱さを暴力でカバーしようとして他者に向かって犯罪や虐殺となる行為か、自分に向かって薬物中毒・

アルコール中毒・売春・精神病・自殺という破壊的な行為をとるようになるとし、子どもはその意思を尊重され保護されて育てられなければ、人格の調和が取れた人間にはならないことを解き明かした。また、2002年3月には政治家に対し「子どもへの暴力は荒んだ、病んだ社会を作り出す」と警鐘を鳴らしていた。

日本の「今」は「思いやりのない、荒んだ・病んだ」社会となっていないだろうか。子どもへの暴力的言動は、即効性のみで、教育効果も躡効果も全く見込めず弊害ばかりであることは、アリスミラー以降の多くの研究者によって明らかになっている。

民主国家の法律は合理的に行動できる人を想定し制定されている。しかし、虐待されて育つと思考方法は上か下か、全か無かになりがちで、合理的な思考や行動からは程遠く、協力しながらより良いものを目指すという民主的発想を持つことは苦手である。

民主国家にふさわしい国民の育成には、家庭や学校など子育て・教育の場における暴力的言動の禁止は不可欠で徹底されるべきである。そして、その補強のため、子どもを生まれた直後から尊重し保護する制度の構築(例えば：フィンランド発祥のネウボラ)こそ急務である。

(むらまつ あつこ)